

## 平成 19 年度第 7 回大磯町教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 19 年 10 月 24 日 (水)  
開会時間 午前 9 時 30 分  
閉会時間 午前 11 時 20 分
2. 場 所 大磯町保健センター 2 階研修室
3. 出席者 石 塚 洋 委員長  
清 田 義 弘 委員長職務代理者  
澤 愛 子 委員  
原 田 義 彦 委員  
福 島 睦 恵 教育長  
二挺木 洋 二 教育次長  
簗 島 信 雄 学校教育課長  
竹 内 浩 教育指導担当主幹  
福 島 伸 芳 生涯学習課長兼郷土資料館長  
戸 村 豊 茂 図書館長  
長 岡 克 昌 学校教育課副主幹
4. 傍聴者 3 名

### (開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

### (新委員長・新委員長職務代理者・再任委員あいさつ)

教育次長) 会議に先立ちまして報告させていただきます。去る 9 月 29 日大磯町教育委員会第 2 回臨時会におきまして、教育委員会委員長の選挙が行われました。指名推薦の結果 石塚委員が委員長に当選されました。併せて教育委員会委員長職務代理者の指定も行われまして、指名推薦の結果 清田委員が教育委員会委員長職務代理者に指定されましたので報告いたします。

本日、新たな体制の最初の会議となりますので、会議の前に新委員長並びに新委員長職務代理者に就任のご挨拶を頂きたいと思っておりますのでお願いいたします。

委員長) この度委員長を仰せつかりました石塚でございます。また今回より定例会の議長も務めることになりました。

教育行政は大変革時代を迎えております。身の引き締まる思いをいたして

おります。これからは、積極的な情報の共有化を図って、尚且つ議論の活発化を進めてまいりたいと思っております。不慣れではありますが、精一杯頑張りたいと思いますので、皆様のご指導・ご支援をよろしくお願いいたします。

委員長職務代理者) 10月2日付で委員長職務代理者として選任して頂きました。私は大磯の国府で小・中学校を卒業してから、地域のことを殆どやらないで過ごしてしまいました。青年団等も他の方にお任せして、34年7ヵ月平塚で教員として過ごしたわけですが、縁あって一昨年、教育委員になりました。お受けするとき悩んだのですが、自分の生まれたところで恩返しをすることが当然と思い、また大磯に関わることが幾つかありましたので、お引き受けすることにしました。

私の信条は「大事なことは、出来ることではなく、出来るのにいかに努力したかである」というのが信条なんです。一番最初の関わりというのは、大磯での関わりが基になっています。私は小さい頃から長距離を走るのが好きだったのですが、家族の中に走ることへの偏見がありまして、20才になる位までは大っぴらに走ることは出来ませんでした。

何故かと言うと母の兄が、足が速かったということで、戦争に行つて最前線で戦闘をしなければいけないことになって、戦死をしてしまったということで、走るのはとんでもないというのがありました。

そんなことで、高校の時にはバレー部に入ったり、大学ではスケート部で走ったりしていたのですが、たまたま大磯のロードレース大会に何回か出場させて頂いて、郡市対抗の駅伝の候補選手にさせて頂きました。そのとき私はあまり速くはなかったのですが、休まずに練習に参加させて頂きました。その時に初めて努力すれば報われるということを知りました。それからずっと学校現場でも、算数の研究、学校研究と色々やりましたが、なにしろ頑張れば何とかなるのだということやってきました。それが大磯で最初に教えて頂いたというか、学んだことなのです。そんなことがありまして大磯のために頑張っていこうかという思いでさせて頂きました。

もう一つ昭和60年の時にこちらの教育委員会の方から大磯に来ないかと声を掛けて頂いたのですが、当時、学校研究の主任をやっておりまして、大変申し訳ないが、まだやり残した仕事があるからということで、お断りをしてしまいました。それがずっと心残りになっておりまして、何か恩返しが出来ればということで、教育委員をお引き受けしたわけです。

今回教育委員会委員長職務代理者ということで、非常に重い責務に心していかなければいけないと思っております。子どもたちには、教育の中で、正直者が馬鹿を見ない、人の心を大事にした、何にでも一生懸命取り組んでいくような子どもに育てていけたらと思います。今回文部科学省の方から教育基本法が改正されまして様々な課題が出てくるとは思いますけれども、皆様と力を合わせて、微力ではありますが頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

教育次長) 御二人の任期は、平成19年10月2日から平成20年10月1日までの

1年間でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、9月28日の大磯町議会9月定例会におきまして、澤委員の再任命が承認されまして、10月1日付で町長から任命されましたので報告させていただきます。

澤委員) 10月から2期目の教育委員を拝命いたしました澤でございます。早いもので初めて教育委員になりましたのが4年前になります。私は教育委員会とか教育委員とか、また地元の間人ではありませんでしたので、大磯のことについて何も知らないままに教育委員をお引き受けいたしました。

当時の教育委員会の委員の方々は、非常に熱心で意欲的だったと思います。私のように経験もなく何も知らない者を教育してやらなければいかんという心がけで、委員の方々に非常に配慮していただきました。それが中々身につかないままに年月が経ってしまいまして、気が付いてみますと今のメンバーの中で一番古手になってしまいました。また引き続いてやらせて頂くことになりました。

石塚委員長がおっしゃったように、日本の現在は、教育の再考期・大変革期で重要な時期でありますので、教育委員の役割も一段と重責と思います。

私は3点ほど心して望みたいと思います。第1点目は、やはり変革・改革の時期に当たっておりますので、これらについて十分に考える。ただただ変えれば良いということではないけれども、変える勇気も必要だということで、現場で心したいと思います。2点目は、1点目の変化と反意、反対のことばなのですが継続性ということ。実際の学校教育の現場では継続性というものがある初めて子ども達は学んで育っていきこうということが生まれてくると思います。継続性ということは強く心していききたいと思っております。

3点目は先程紹介いたしました数年前の教育委員会の中では、開かれた教育委員会という心がけが非常に強かったと思います。この点も是非前から続けております委員といたしましては、継続していききたいと思っております。

最後に地方の力の重要性が認識されてきていますので、地方・地域との協力を心して、大きな意味の教育の変革にも対応していくことが委員会として大事と考えます。それと同時に現在大磯町教育委員会は、大磯町独特の大きな幾つもの課題を抱えておりますので、その解決のためには地域の力、それは保護者だけではなくて広く地域の方たちの力と協力して当たっていききたいと思っております。以上のような考えで微力ながら務めさせていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

#### (前回会議録等の承認)

委員長より前回等会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

#### 協議事項第1号 大磯町立生沢プール運営に関する今後のあり方について

生涯学習課長) 協議事項第1号につきまして、説明いたします。

今回、大磯町立生沢プールの運営に関し、今後のあり方について教育委員

会で協議し、意見をいただくものでございます。

生沢プールにつきましては、住民等の要望を受け、水泳を通じスポーツ振興を図るため、昭和50年から学校水泳を始め、住民の方が利用できる施設として、運営しているところでございます。

過去5年間の利用状況、維持管理費等を見ますと、平均利用者数は、13,500人、使用料収入は、平均811,000円となっており、参考ですが、今年の町外利用者の率は、全体の52.7%となっております。

また、維持管理費につきましては、平均9百万円を支出しており、平成8年度から施設の改修、修繕等に約4千万円を超える費用を投入している状況となっております。

この状況で、プール開設後、32年が経過し、地盤の軟弱化による危険性、あるいは施設の老朽化が進み、今後、さらに大規模な改修を行う必要性が懸念されます。

また、本プールは、高圧線下にあり、地震等の自然災害による鉄塔の倒壊など様々な面で利用者の安全性が確保できるか、など問題がございます。

さらには、本施設の用地に係る教育財産の管理問題もあります。

これには、議会からも、高圧線下での利用者の安全性、施設改修による費用負担などから、プールとしての運営のあり方を廃止も含め、再検討したらいいのではないかと、などの指摘を受けております。

このようなことから、生涯学習課といたしましても、今後のプール運営について、考え方を示していかなければならないと認識し、まず、始めに、今年度、社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、社会教育委員会議の意見を聞くため、事前に教育委員会で協議し、7月に社会教育委員会議へ諮問をいたしました。

その諮問により、社会教育委員会議では、8月及び9月の2回にわたり協議し、また意見を集約した答申書の協議などを経て、去る、平成19年10月15日に正式に教育委員会委員長あてに答申を提出したところでございます。

なお、社会教育委員会議での意見では、まとめとして、廃止の方向性であります。水泳を通じての体力向上等を図るうえで、学校水泳等の継続性から、その代替が決まるまで、存続を願う、という意見が出ております。

つきましては、本日、この社会教育委員会議からの答申などを踏まえた中で、生沢プールの運営に関する今後のあり方について、教育委員会での意見をお聞きし、今後の方向性を出したいため、今回、提案させていただきました。

なお、1ページ、協議資料1については、平成19年7月23日付で、社会教育委員会議議長あてに提出した教育委員会からの諮問の写でございます。

2ページ3ページの協議資料2につきましては、平成19年10月15日付で、社会教育委員会議から提出された教育委員会委員長あての意見答申の写でございます。その意見つきましては、3ページに記述があります。

4ページ、協議資料3については、プール位置図となり、5ページの協議

資料4については、プール配置図となります。

6ページ、協議資料5につきましては、過去5年間の利用及び収入状況で、7ページ、協議資料6については、過去5年間の維持管理費の状況と改修修繕工事の状況でございます。

最後になります。8ページ、協議資料7につきましては、大磯町立プールの設置、管理等に関する条例の全文でございます。以上、協議のほどよろしくお願いいたします。

(質疑応答)

清田委員) 答申の中で3ページの「生涯学習の一環としての水泳教室も実施されている」とありますが、水泳教室のことが分からないのですが、これは大人も含めての水泳教室ですか。それとも子どものためのものでしょうか。

生涯学習課長) 3ページ中段の「生涯学習の一環としての水泳教室も実施されている」ということで、この水泳教室につきましては、夏休み期間中の小学生が対象になります。生沢プールで3日間、照ヶ崎プールで3日間行います。学校・広報を通じての小学生を対象とした水泳教室を実施しております。

委員長) 大磯小学校・国府小学校共に生沢プールで3日間、照ヶ崎プールで3日間水泳教室が開催されるということですか。

生涯学習課長) 形的にはそういうことになっております。国府小学校が生沢プール、大磯小学校が照ヶ崎プール、どちらへ行かれても構わないのですが、そういうことになっております。

澤委員) この現状のプールを見ますと、あれを継続させるということは、適さないということはどうも同じご意見ではないかなと思います。今回の答申でも廃止の方向性が望ましいという点では、皆さん一致していると思います。後をどうするかというのが一番の問題になると思いますが、今回の答申については、継続するか、しないかを第1に諮問したものと考えます。

あの場所で施設を続けるということは、ほぼ無理と判断した方がよいのではないかと思います。学校の授業でも行っている水泳プールでもあるし、今のように夏休みの子ども達のためのプール等については、最低限確保しなければならない緊急の課題があると思います。今年は幸い応急手当で事故がなく済んでよかったと思うのですが、これから数年後この形を続けていくことは無理だと思います。しかし、だからといって数年のためにかなりの額を投入するのは無駄な投資だと思います。それだけの金額は次の根本的対策に使った方が良くと思います。ここでは今後プールをどうするかはすぐに答えは出し難いと思いますので、検討項目にして頂きたいと思います。

特に学校水泳については、具体的な策を挙げてよいか分かりませんが、プリンスホテルのプールとか、その他お借りできるものがあるならばお借りして、少なくとも学校水泳についてはちゃんとしていくことで数年経過していくことにして、大磯町全体のプールについては、十分検討して決めて頂きたい。勿論国府地区ないしは大磯の中にちゃんとしたプールを持つということは大変結構なことだと思いますが、そのために必要な要件は十分

検討して頂きたいと思います。

原田委員) この答申を読ませて頂きますと、廃止の方向ということで、この方向性は現在の利用者の安全性等を考えますと、それは賛同できるものがございます。そういう中でいつの時点をもって廃止するかということと、安全性ということを考えれば、やはりこの施設をそのまま使うということではなくて、先程澤委員の方からもありました代替の施設として、民間なり公的施設なりを拝借して利用するのも一つの方向性であろうと考えます。従いましてこの施設の廃止までの間は現在の施設の安全性を最大限に考慮して、この後何年使うのか、或いは民間・公的施設を賃借して使うのか、このあたりは検討の余地があるのかなという気がします。その辺りを我々の意見を尽くして良い方向で解決できればと思っております。

清田委員) 生沢プールを皆さんと一緒に見させて頂きまして、大変な状況だなと思いましたが。私も出来れば即廃止でもいいのかと思うのですが、問題はその後無くしてしまうということになると、それをどうするかということで、学校教育の中での水泳指導をどうするか。また一般の方の健康増進のためのプールをどうするかということになりますので、即というのは無理なのかと思います。出来れば安全性を考えてできるだけ早くどこかへ作るとか、昔の話では運動公園の中へプールを作るという話もあったようですが、許されれば二宮の室内プールであるとか、夏だけでなく少し長い期間使えるかという考えもあるのですが、そこまでは無理かもしれませんが、その辺考慮していかなければいけないと思います。

先程学校水泳の方はロングビーチとありましたが、あと近くでプールがあるのは生沢分校にプールがあるようなお話をされていたような気がするのですが。あの辺は借りられるのかどうか、それは分からないのですが、もし借りられるのなら、そこへ代替ということなら学校水泳は何とかなると思います。問題は一般の方かと思いますが、ちょっと私も分からないのですが、今年度の修繕がどれ位掛かっているのか。今後もしプール外壁とか外装の塗装とかやるとどれ位掛かるのか。それと安全性の問題等もありますけれど、高圧線がもし地震で倒れたりすると人命の面ですごく心配な面もあるのですが、できれば早めに廃止でほかを当たって頂けたらありがたいと思います。

委員長) 今お話しの出た、今後と今までの経費について、先程事務局からの説明で平成8年度から掛かった経費が4千万ということですが、今年度分は入っていないのですか。

生涯学習課長) 7ページの後段にございます。19年度の予算は10万円ということなのですが、予算額でしか出しておりませんので、多少は出ています。実際トータルいたしますと4千4百万円ほど掛かっておりますので、20年度以降は見積等は取っておりませんが、事務方が見たところこれだけの工事は取りあえず必要かと思っております。しかも今回緊急に配管の補修をしましたが、あくまでも応急的措置をただけで、この工事をやればまた更にこれ以上に増える可能性がございます。

委員長) 今後を考えますと、平成8年度よりも痛んでおりまして、現在のプールは

一昨年我々も現場を見ていますが、波を打ったようなプールサイドで地盤沈下の激しさなどを考えると、かなりお金をつぎ込まなければいけないということが予想されると考えてよろしいですね。

教育長) 生沢プールは教育委員会の所管になっております。これは第1義的には、先程来出ております児童生徒の学校水泳に供するというのが大変大事な使命でございます。それとまた先程出ておりました水泳教室ということ。水泳教室は3日間実施しておるところですが、お互いに共通の基盤に立ちたいと思います。学校水泳については学習指導要領ではどういう位置付けになっているのか、というあたりのところを担当主幹の方からお話をして頂ければ大変ありがたいと思います。

教育指導担当主幹) 学校水泳というのは、小学校1年生から3年生までにつきましては、水遊びというような形、4年生以上は水泳と言う形の指導を行っております。時間としては何時間という規定はございませんが、ある領域に偏ることのないような授業時数ということで、そういう規定は小学校の場合でございます。国府小学校の場合ですけれども、60分1コマという形のプール指導が各学年3コマ。ですから180分で45分が1時限ですので、4時間指導しております。他の平塚・二宮に確認しましたところ、平塚が4・5時間、二宮が5時間ということで、大体同じような形で指導を行っていることが分かりました。

中学校につきましては、1年生につきましては必修なのですが、2・3年生については選択ということで指導要領に規定されております。この時間数につきましては特に規定はございません。国府中学校の場合ですけれども、60分1コマを2回やるというような形で、時間的には50分が1単位時間ですので3時間に足りないような形でやっております。2・3年生については選択なので実施していません。平塚市につきましては、1年生の水泳の時間は4時間から5時間、2・3年生につきましては、4・5時間はあるのですが選択ですので選ぶ生徒は少ないと聞いております。二宮町の2・3年は選択ですので、実施していないという大磯と同じような形だということです。

原田委員) そうしますと今ご説明頂きました内容では、学校教育関係で利用されている延べ時間数はどれ位になるのでしょうか。

教育指導担当主幹) 国府小学校の場合、7月上旬から中旬まで9日間使っております。朝9時半から10時半が1コマ、10時45分から11時45分が1コマ、全学年18コマ、天気によって左右されますので、今年は18コマのうち15コマ実施しております。

委員長) 小学校・中学校の子どもたちにとってもプールは無くってはならないものの一つだということは確かですね。

教育長) 今具体的な数字を担当主幹の方からお話頂いたのは、代替プールをどこかで借用すると考えた時に、時間数或いは日数的には、実質的な部分での数字で考えた方が良いのかと思います。学習指導要領の上では水泳に係わる時間の指定がありませんので、それぞれの学校の状況に合わせて水泳の時間数を決めるということでございますので、扱いとすればそういう扱いで

ございます。もう少し申し上げますとそういう適切な水泳の場の確保が困難な場合は、取り扱わないことができるというようなことも学習指導要領の中で触れられておりますので、今委員長からお話のありました子どもたちにとっては大変楽しい時間であり、貴重な時間ではあります。絶対的に何時間を実施しなさいという扱いではないということをお含みおき頂いて、代替でやるということであれば先程来のお話に出ております実質的な実績の割り出しの中で考えていければ良いと思います。

委員長) また来年夏が必ず来ますので、その時生沢プールがどうなっているのか。今は既に水は抜いた状態でしょうが、変化がそれなりにあるということも覚悟しておかなければいけない。非常に存在感の高いプールですので、是非議論を重ねていきたいと思えます。

原田委員) いずれ廃止という方向性は望ましいわけですが、何年使用するかということが一つの大きな要件かと思えます。新たな移転先や代替のものが確保されるまで使用していくということであり、やはり現存の施設では来年の使用をする前にどれだけの現状が維持されているかが判明しないということになります。では何年使って、何年後に代替施設が確保できるかによりますので、その間をどうするかということで、現在の生沢プールを補修したり修繕したりして使うのか、或いは先程から出ております一つの案としてはプリンスホテルのプールを借用させて頂くとか、或いはおおいそ学園にプールがあると聞いておりますので、そういうところを代替として使用させて頂く、今申し上げた3点或いは他に使用できるプールがあるのか、無いのか、このあたりは事務局の方で調査して頂いて、そういう中からどうするかということをお我々としては話し合っただけで選択していく必要があると思えます。

委員長) 既存の設備について原田委員から話がありましたが、まず照ヶ崎のプールと、おおいそ学園のプールの話が出ましたが、これは町の施設ではなくて県の施設なのですが、ある程度可能性はあるのか、全く無いのか如何でしょうか。

教育長) 学校水泳で利用するということですので、往復で時間がかかるということは授業時数をそれだけ削るということになりますので、できれば近い方がよろしいだろうと思っております。おおいそ学園のプールについては県の施設でございます。おおいそ学園のプールについてはある団体の方たちが借用して水泳等を行っている現実も聞いております。ですから借りることが全く不可能かということ交渉次第では現に借りて使っている団体もございしますので、話し合いによっては可能ではないかなと思っております。

委員長) 質問が一つあります。いずれ近い将来新しいプールの建設というのは頭に入れておかなければいけない。今の段階ですと町の総合計画というのが平成22年までは決定している。どう急いでも平成22年度中には前倒しはできない。平成23年度以降になるということと理解してよろしいですか。

教育次長) 今の総合計画の基本計画が平成18年度から平成22年度の5ヵ年計画ということで、その5ヵ年計画の中でまた財政計画を立てて実施計画を立てているのですが、それが今、19・20・21の実施計画ができていま

す。その中には生沢プールのプール建設はございませんので、新たな検討段階に入って早急にやれば、総合計画に盛り込むことはできますが、まずは基本計画の方から検討して、場所の選定ですとか色々検討して、やはり完成までには4年ないし5年位の計画上の位置付けですとか、建設ですとか5年位はかかるのかなと思います。教育委員会の設備については、今の現状の総合計画でも学校施設については、大磯中学校の体育館を今年やりましたが、これから国府中学校、大磯小学校のグラウンドですとか、その次には国府小学校の校舎の改修等も出てくると思いますが、その辺にもらみますと、やはり町の財政も考えますと22・3年度かなということで、早くても4・5年後になってしまうのかなという感じでございます。

委員長) 各委員からご意見を出して頂きました。ここでまとめに入りたいと思います。社会教育委員会議の答申書にもありますように、本日のご意見の中で今後の運営については、場所の問題、維持経費の問題、地盤沈下の問題、安全確保の問題等々で、廃止の方向で社会教育委員会議の答申と同様、同じ考えになっていると思います。社会教育委員の会議では代替プールの施設が完了または整備等がされるまで本施設を存続という意見になっております。しかしながら先程申し上げたように老朽化などの改修に関わる財政的負担、高圧線下にある施設或いは利用者の安全性など教育委員会としましては、本日の意見など総合的に考えた上では、平成20年度廃止を視野に入れながら、誠に残念なことではあります但し休止した方が良いのではないかと考えます。また併せて学校水泳・水泳教室などについては、別の施設で実施できるよう早急に検討して頂き、更に計画性を持ちながら代替プール整備の検討もお願いしたいと考えております。以上、教育委員会としての協議によるまとめとしたいと思います。よろしいでしょうか。

澤委員) 平成20年度廃止ということは、もう使わない。平成19年度は夏に使った延長線上にあるということで、4月から一切使わないということですね。

原田委員) ただ廃止というのを決定するに当たっては、平成20年度に代替プールをどこかに設置するという方針も合わせて必要ではないかと考えます。そうでないとただ単に廃止しただけで終わりかねない部分がありますので、この生沢プールの代わりのプールの場所までは特定できないにしても、新たに廃止後は安全な町民や学校教育に供する施設として新たなプールを他に設置するということでの方針としての確認は必要であろうと考えます。

委員長) 来年度中に代替プールの確保というのが問題になり、私も当然の話だろうと思います。単なる廃止として代替プールが見つかりませんでしたということは、先程学校水泳の問題もありますし、できることなら一般の方や保護者の方の利用もかなりありますので、これも視野に入れておかなければいけないことでもありますし、代替プールとなるとそれなりに限定されるかもしれませんが、当然必要不可欠な条件になると思います。その辺事務局として見通しは如何でしょうか。

教育次長) 代替プールにつきましては、今お話しが出ましたので事務局の方からプリンスホテルですとか、おおいそ学園について来年度それが可能かどうか確認も取らなければいけませんし、内々的にはまずおおいそ学園の方も詰め

ていかなければいけないのかと思います。今ご意見を頂きましたように廃止というようなことで、次の施策がないと空間が空きますので、その辺を事務局としては来年度からという方向性であれば至急に代替の検討に入っていきたいと思っております。

委員長) ここで平成20年度以降廃止となりますと、あと1年もないという期間で代替プールを早急に探すという条件ですが、子どもたちの水泳教室は必ずできる、という条件で、生沢プールの平成20年度以降の使用停止ということで如何でしょうか。

清田委員) その方向性で動いて頂きたいと思えます。

委員長) 新しく建てるとなると場所の問題、用地の問題もありますし、建設期間の問題もありますから、既存のプールをお借りしないといけない。そうすると有効に使うなら照ヶ崎プールですが、ここは距離が遠いだろうし、おおいそ学園プールは県の施設で、町の施設ではないが、借りられないことはなさそうだということ、あとプリンスホテルが考えられます。先程の総合計画を含めて新設のプールが4・5年後ということになると、どこかをお借りしなければいけない状況になりますが、代替プールの確保を条件に、現生沢プールの20年度以降の使用を止めるという方向でよろしいでしょうか。これが実現できるよう、関係部課にもお願いしながら進めるということでしょうか。

教育長) 休止するということですので、少なくとも学校水泳については休止している間、どこかの代替プールを利用させて頂いて、学校プールについては確実に実施するという事を考えております。あと町民の方、町外からも今年学校水泳と水泳教室を除いた町外の利用者が7割近くいるという数字も出ておりますので、町外の方も含めてその辺りも確保しろというのは非常に難しいと思えますので、当面は何を差し置いても、子どもたちの学校水泳については確実に実施できるように何らかの形で代替プールを探すという事を考えております。

澤委員) 言葉尻を捉えるようですが、現状の生沢プールを廃止するのか、今教育長が休止という言葉を使われましたが、休止といいますとまたいつか復活するというイメージになると思えますが、工事や手入れをしてまた復活するという捉え方になるかと思えますが、今のところあれに手を加えることはあまり得策ではないかと思っている方も多いのではないかと思います。そういった場合に休止という言葉を表に向けて使うのはどうかと思えます。廃止といった時に条件をつけないということで、条件付けが無責任になるので、責任は重大だとおっしゃったとおりだと思います。どういう具体的などういうふうにしたら良いのか妙案はありませんが、少なくとも休止という言葉は使わない方が良いのではないかと。廃止という言葉の方がよろしいのではないかと思います。

原田委員) その言葉の使い方については、一時期休止というか、使わない期間があるというように考えれば、移転という言葉にしたら如何でしょうか。

委員長) 移転というのはいつするのですか。

原田委員) 何年後かになるかもしれませんが。

- 委員長) 移転というのは、先程の社会教育委員会議の答申のように新しくできるまで継続したいということになりませんか。それに対して皆さんのご意見をお聞きして教育委員会としては来年度以降廃止にして、プールがないと困るので、町立生沢プールの代替として早急に少なくとも学校水泳の確保ができるようなプールを確保するという条件で、以後町立生沢プールは止めるという考えにしたわけです。
- 原田委員) 中身は同じなのですが、廃止といたらそのままその施設の目的も終了しているわけですから利用を止める。移転を目的としては存続するわけですから、その目的に沿った土地及び施設が見つかるというか、工事が終わるまでの間は一時的に休止して、他の施設を代替施設利用するという方針でよろしいのではないかと思います。
- 委員長) 私は先程まとめに入った段階で、現在の町立生沢プールは従来から高压線下にあるということ。それから軟弱地帯に作ってしまったという場所の問題、それから今後考えられるであろう維持経費の発生の問題、今後益々進むであろう地盤沈下のダメージの問題、地震等が起こった時の安全確保の問題、そういったことを考えるとプールとしては不適切であるというのは以前から指摘されていた。そしてどこかに新設するまで必ずそれに代わりうる最低限学校水泳ができるプールを必ず確保するという条件で、廃止ということで如何かとお聞きしたのですが。
- 澤委員) その条件の中には、新たにプールを建設するというのも入っているということですね。
- 委員長) 勿論これは入れなければいけないと思います。
- 澤委員) 当面どこかを借りて使うということは、絶対必要だと思います。それと新たに建設するというのは別項目かと思いますが。それも条件として両方を付けるというの難しいのではないですか。
- 委員長) それは当然な話ではないかと思いますが。いつまで借りられるか分からないので、いずれ近い将来新しい所に新しいプールを国府地区にかなったプールを建設するということは、条件付けしてよろしいのではないかと思います。
- 教育次長) 東町の時もそうだったのですが、今回生沢プールの今後のあり方についてご協議頂いて、今廃止に対する条件が委員さんから出されました。町側も新しいプールができるまでの経過措置ですとか、新たな町の計画に位置付けられるまでは廃止というのはどうなるか分からないのでということかと思えます。今ここで廃止ということになりますと、何の担保もなくプールがなくなってしまうということですので、教育委員会としても町に対して何らかのつなぎの部分をつなぎとして、新たなプールの整備計画を踏まえた中で、改めて生沢プールの廃止案を議案として出していくのかと思えます。それは前回の東町の時に廃止を出して頂いて、後はどうするかということ、当然議会案件にもなりますので、その時議会の方からもご意見を頂いた時に後はどうするかという話もありましたので、今回生沢プールの場合、安全性ということもありますけれど、つなぎの部分とかありますけれども、やはり後を考えて、教育委員会としても、町の整備計画の担保も

付けて頂いた中で、廃止案を教育委員会の定例会で諮っていくという順序でやっていきたいと思います。ここで廃止となると次の案を出さなければいけないのですが、将来的なものが見えないので、そういう形でやっていきたいと思います。

委員長) 社会教育委員会議の答申を見ましても、現在の生沢プールはプールとしては相応しくないということで、何回か足を運んで現場を見て頂いているのですが、社会教育委員としては新しく建設するとか、どこかにプールを求めるとかいう議論はされていませんから、今後新しくできるか、代替プールを探すまでは継続ということと理解します。教育委員会としては今までの意見を聞いておりますと、前段の意見は社会教育委員会議の答申どおりだと考えます。早くあそこのプールを閉じて、早く新しいプールを作るとするのが筋だろうと思います。その期間が3年ないし4年かかる訳ですから、その間既存のプールを借りて、急場しのぎをしようという考えだと思います。

教育次長) 休止と言いますか、それで今後次の総合計画とか、位置付けということになれば至急町側と協議もして、ある程度の位置付けをするのに1年ないし2年はかかると思うのですが、早急に代替の整備計画まではなかなか難しいと思いますが、つなぎの部分については、来年度廃止及び休止でよければ、至急検討できますが、整備計画まではできません。

委員長) 皆さんの意見を聞いて、やはり「休止」という表現がよいようですね。学校水泳がたとえ選択だとか、時間数が自由にできるといっても、ゼロにはできないと感じております。ですから止めるにしてもどこか探さなくてはいけない。探さなかったら社会教育委員の答申どおり1年ないし2年を継続して生沢プールを使わざるを得ない状況になるわけです。一刻も早く前々から問題視していた生沢プールは閉じて、新しい建設に向けて1歩進み出す。それにはどこか既存のところを借りながら頑張る以外ないのではないかと思います。それが今日の教育委員会のまとめにしたいと思ったのですが、「廃止」という表現は如何ですか。

澤委員) また言葉尻といいますか、行政的な手順としてソフトとハードと分けて考えて取り扱った方が良いのか、生沢プールを廃止というのをまともにとった時には、もう生沢地区にプールというものを持たなくて良いということにしないためには、生沢プールというソフトの行政用語と言いますか、それは確保していく、それに新たな建設という項目として入れ込むような努力をしておくというのが今回の条件付けでして、ハードの部分は、社会教育委員の答申はハードも少し手当して使っていこうということでしたが、それについては、そこにお金を注ぎ込むのは無駄かと思っておりますので、ハードとしては使わないで、平成20年度をもって施設の使用は停止するという言葉にすればよろしいでしょう。ですからそれがハードの部分で、生沢地区のプールをといっても大磯の町の中に2つプールを持つという位置付けについては、それを目指していくということで、行政の項目としては残す。

委員長) それでは先程申し上げました文言を訂正しながらまとめてみたいと思

ます。社会教育委員会議の答申にもありましたが、今日のご意見の中で今後の運営については廃止の方向で答申と一致しております。社会教育委員会議では代替プール施設が完了または整備されるまで本施設を存続という意見になっております。しかしながら老朽化などの改修に掛かる財政的負担、高圧線下にある施設、或いは利用者の安全性など、教育委員会としては本日の意見など総合的に考えたうえ、停止を視野に入れながら早急に代替プールの検討に入る。

原田委員) 今の話ということではなくて、手続上のものとして、次には今日の協議内容に基づいて付議ということになると思うのですが、付議になりますと供用を停止するということになるかと思いますが、それが付議になって、新たにというのが付議事項に変わってこないわけですね。

教育次長) 付議事項といいますと、今は停止という表現で、停止の場合の条件でも新たな代替をとということなのですが、廃止の場合も完全の場合も新たなプールをとという条件かと思いますが、停止の場合の協議で条件を満たしているかどうかというのは、今月予算の協議をさせて頂かなかったのですが、これから1ヵ月ございますので、20年度に向けた予算で、そういう方向性があれば代替の予算を定例会にお示しして、付議ということで全体の予算の中で生沢プールについても来年度予算に出てくるのかと思います。完全な廃止の場合は、条例を廃止ということなので、条例廃止の付議をしていくということになりますので、その時にはある程度の整備計画の条件なりを付議していくことになると思います。

委員長) 最終的にはどうされますか。教育委員会としてそれなりの意見をまとめておかなければいけないのですが、この代替プールを検討する。早急に入手を図るということに条件に付けることはいけないのですか。

教育長) お手元の資料に大磯町立プールの設置、管理等に関する条例がございますが、これを廃止にすると生沢プールが廃止になるわけで、この条例そのものを無くさなければいけませんので、そうするとその後どうするのかということになりますので、取りあえずこれから先の3年・4年の間に後をどうするかということも含めて、総合計画の中に盛り込むのであれば盛り込んでいく。新しいプールを作るという方向で、それまでの間は、条例は条例としてそのままにしておいて頂いて、ただし学校水泳の使用はしない。その間学校水泳等をやらなければいけませんので、先程来申し上げておりますように、どこかの代替プールをお借りするなりして、当面しのいでいきたいと、その間に新しいプールを設置することを含めて、この条例を廃止した後のことも含めての検討もしていきたいと考えております。

委員長) そうしますと、どういう言葉でまとめればいいのか。「休止」という表現がいいようですね。

原田委員) 皆さん考えていることは一緒だと思うのですが、表現の仕方が違ってしまいます。もし廃止というような表現になりますと普通財産の方へ教育財産から移管する格好になるわけですね。東町球技場のように。

生涯学習課長) 確かに廃止という言葉が付きますと、澤委員が言われましたようにその方向性が決まりましたということになります。先程教育次長が言いまし

たとおり条例の廃止が必要になってまいります。これは当然議会案件で、それでは廃止すれば良いというものではなく、当然学校水泳の代替施設を借りたり確保したりしなければいけなく、或いは西部地区にプールがあったのだから、当然新しい所を確保すべきではないかということになります。プラス跡地利用をどうするのかという問題も全てクリアした中での廃止ということで、廃止の条例案ということで教育委員会で決めて、さらに議会に提案してそれを全てクリアした中の廃止ということになりますから、来年すぐ今回決まったことが出来ればいいのですが、まだ1年ないし2年にかかるのではないかと思います。そういう問題が多分にあると思います。

委員長) 一番良いのは代替後の施設が完了または整備されるまではという表現はいいですね。本施設は存続する。ただし学校水泳の使用については来年度また考えるということですか。

原田委員) 委員長がおっしゃった来年中に廃止という言葉ではなくて、供用を停止するという言葉は如何でしょうか。

委員長) 今日の皆さんのご意見は、とにかく今の生沢プールを使うことについては問題である。でも廃止にはやると今の時点では廃止という言葉は使えない。そうするとそのまま社会教育委員会議の答申のとおり存続という言葉がありますから存続して、来年度学校が使う時点までにはどうするかを再度確認する。当然その裏には代替プールをどこかに探さなければいけないということで如何ですか。

澤委員) 来年のプールが始まる時まで何か不明確な状況に置くというように取れますので、供用という言葉を使うとするならば供用は止めると、平成20年度は使わないことにする。学校関係だけでなく早めにそういう方針を出しておくということですね。

委員長) 来年国府小学校・国府中学校の皆さんが使えない。プールはあるけれど使えないとするとどうするのだろうと不安感を与えるような気がしてしまいます。

教育長) 来年度についてという話と、これから先の見通しという話の中で、いずれ生沢プールは廃止をする。それが3年になるか4年になるかは今の段階では、先程生涯学習課長の話にあったように跡地をどうするかというようなことも含めると、すぐ結論が出ないと判断しておりますので、ただ廃止をするということについては、社会教育委員会議の答申でもそういうことが出ておりますので、そういう方向の中で、取りあえずは平成20年度お休みをして、休止・停止、言葉が難しいですが、停止をして、ただし子どもたちの学校水泳等については代替のプールを確保するというようなところで、少し猶予も頂きながら廃止した後の諸々のことも含めて検討する期間を頂きたい。その間プールは使わないという考えでございます。

委員長) 先程私が申し上げた、教育委員会としては本日の意見などを総合的に考えた上で、廃止を視野に入れながら平成20年度以降「休止」をした方が良いのではないかというまとめにしたいと思います。この廃止という言葉が問題だということですが、廃止を視野に入れながらですからよろしいのではないかと思うのですが如何ですか。

- 澤委員) 廃止を視野に入れながら、平成20年度からは「休止をする」と、それだけははっきりした方がいいと思います。
- 委員長) 「廃止を視野に入れながら平成20年度以降休止をした方がいいのではないか思います」というのは「休止をする」というふうにしますか。また合わせて学校水泳・水泳教室などについては別の施設で実施できるよう早急に担当課で検討頂き、更に計画性を持ちながら代替プール整備もお願いしたいと思います。以上教育委員会としての協議によるまとめといたしたい。廃止を視野に入れながらという時の廃止も駄目ですか。この方がはっきりすると思うのですが、将来廃止するのだなということでは如何ですか。
- 原田委員) 休止という言葉も、休んで止めてしまうということになるのでという話もあったので、供用を中止するということですか。
- 委員長) 私は休止と宣言したら、代替プールを探さなければいけないので、ダラダラしないで一刻も早く、来年の春までに間に合わせなければいけない訳ですから、その方が筋が通るのではないかと思います。如何ですか。もう一度言いますか。「しかしながら老朽化などの改修に掛かる財政的負担、高圧線下にある施設、或いは利用者の安全性など、教育委員会としては本日の意見など総合的に考えたうえ、廃止を視野に入れながら平成20年度以降休止をした方がよい。またあわせ学校水泳・水泳教室などについては、別の施設で実施出来るよう早急に担当課で検討頂き、更に計画性を持ちながら代替プール整備の検討をお願いしたいと思います。以上、教育委員会としての協議のまとめといたしたい。」如何でしょうか。
- それでは以上のようにさせて頂きたいと思います。

## 報告事項第1号 平成19年大磯町議会9月定例会について

- 教育次長) 9月議会の報告につきましては、前回の教育委員会定例会で初日から一般質問までの報告をさせて頂きました。
- それ以降のことにつきましては、9月20日に教育委員会の決算特別委員会が開かれまして、審議いただきましたので、その内容と、9月28日の最終日に陳情に対する意見書が出されましたのでその内容、それと先程報告させて頂きました澤教育委員の任命の件、この3件について報告させて頂きます。
- まず1点目の9月20日に行われました決算特別委員会の内容ですが、決算特別委員会のメンバーは浅輪議員が委員長、竹内議員が副委員長、それと坂田議員、奥津議員、土橋議員、高橋議員、鈴木議員、柴崎議員の8名で構成されております。30問の質問を受けておまして、本日は主なものを報告させて頂きます。
- まず予算関係に関わるものとして、今審議して頂きました生沢プールについて3名の方から出ております。お一人の方から町外からの利用者が多いということで、駐車場の収入を考えたかどうかという質問がありました。後二人の方は、安全性がどうかということで、根本的に考えていく時期ではないかという質問がありましたので、現在プールのあり方について、社

会教育委員会議の方へ諮問して、今後のあり方を考えていきたいと回答しております。

奥津議員の方から給食施設の関係で、給食施設の備品の中で熱風保管庫という老朽化した備品がありますが、現場の方から替えて欲しいという要望はないのかという質問がありまして、教育委員会としては今年度の予算についても要求はしたが、なかなか要求が認められなかったので、再度要求していくという回答をしております。

部活動の補助金につきまして、再三議会の一般質問でもありましたように、当初予算に計上すべきではないか。足りない場合は予備費で対応したらどうかという質問がありまして、町長の方からも20年度当初予算で要望していくという回答をしております。

幼稚園の臨時職員について、先生の半分位が臨時職員になっていますが、3年という期限をつけているのかどうなのかという質問がありました。3年の期限については、法的根拠はないが町の方の臨時採用に合わせていると回答しております。課題としては、正規職員が半分、臨時が半分というような体制は課題があると回答しております。

小学校の消耗品の学級費について、1人について50円の予算を持っているのですが、これについての増額の要求がないかという質問がありましたが、要望は認識しているということで、できるだけ予算要求をしていくという回答をしております。

生涯学習館のコピー機の設置について質問がありまして、これについてもできれば今年度中に設置をしていきたいと回答しております。

その他予算関係ではなくて、平日、休みの時の幼稚園・小学校のグラウンド開放の制限はという質問がありました。小学校は平日、校庭で遊んで下校時間には帰るように指導している。休日は施設開放を優先している。幼稚園については平日は自由にして、土・日は門を閉めているが、鍵を掛けないで、特に来てはいけないという話はしていないという回答をしております。

文化祭の参加費の関係の質問ですとか、教育委員会の予備費充当で対応をしている内容・理由について質問がありました。以上が決算特別委員会の内容でございます。

陳情に対する意見書について、資料をご覧ください。

「豊かな教育を実現するため、平成20年度の教育予算増額を求める陳情」、「平成20年度の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情」、「個に応じた教育を実現するための学校規模の縮小・弾力化、30人以下学級実現を求める陳情」の3点につきましては、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣の方へ意見書を提出するという事で対応しております。

最後になりますが、澤委員の再任につきまして、先程も説明しましたとおり、任命についての同意を得ております。9月議会の残り2日分の報告は以上でございます。

(質疑応答)

原田委員) 報告事項第1号の資料にあります3点の意見書につきましては、内閣総理大臣あて、総務大臣あて、財務大臣あて、文部科学大臣あてとなっておりますが、今年度可決されました教育三法の改正に伴って意見書を提出するというような趣旨で、議会でご検討頂いたのでしょうか。

教育長) 直接教育三法の改正とは関わりはないと考えております。

原田委員) 私が教育委員になってから議会でこのような意見書を作って提出頂くというのは、過去の経験ではなかったような気がするのですが、そういうことで教育関連法案が可決されたことが契機になったのかと思いましたが、お伺いいたしました。

清田委員) 2つ目の国庫負担制度については、以前までは国が2分の1だったものが3分の1になってしまいまして、地方として、裕福な県はまだいいのですが、収入が豊かでないところは、これをやられると教員の給料の3分の2を地方で出さなければいけないわけですから、本当に苦しいわけです。以前県の説明などを聞きますと、教員の給料が教育予算の大部分を占めているわけですから、それが3分の2になるということは、もっと増えているということだと思います。教育事務所長さんあたりが、これだけ使っているのだから先生方がきちんと対応できるような態勢を整えて教育に当たっていかねばいけないということをいつも言われています。全くそのとおりだと思うのですが、3分の2を県の方ということになると大変なことになりますので、是非これは元に戻してもらいたいという気持ちがありますので、大変よろしいのではないかと思います。

委員長) 3番目の学級編制標準30人とするという事は、大磯の町も小学校1年生から6年生まで通して30人クラス編制を施行するというふうに解釈してよろしいのですか。

教育長) これは国に対して、総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣に対してこういう意見書を提出して欲しいという陳情がございまして、その陳情を議会として採択した関係で、この意見書を各大臣宛に提出したということでございます。

これについては、国全体に関わるものということでの議会としての意見書でございます。

澤委員) 私も初めてこういうものを見たように思いますが、今までこういうことは殆どやっていなかったのでしょうか。それとも時々、町民の意見を議会が代弁するというか、陳情を受けてのことだと思うのですが、こういうことは度々やっているのでしょうか。

教育長) この3つの陳情につきましては、中地区教職員組合の方から陳情が出されたものでございます。これは殆ど毎年と言っていくくらい陳情として出されていたようでございます。ただ採択されたかどうかは分かりませんが、今回は採択されましたので、議会議長として4大臣に対して意見書を提出して下さったということですよ。

学校教育課長) 陳情については昨年度も提出されておりますが、昨年度は陳情の扱いが机上配布と言いまして、議員の机上にお配りするだけで、審議はしない

という取り扱いでございました。今年度は昨年の議員選挙でメンバーが代わったことと、委員会の構成も代わったということで、議会の判断で審議をするというふうになりました。そして委員会で審議されて採択されたので、意見書を提出するというを最終的に委員の総意で可決されたということになっております。

## 報告事項第2号 小磯幼稚園訪問について

教育指導担当主幹) 11月の小磯幼稚園訪問につきまして、ご説明させていただきます。資料をご覧ください。今回の小磯幼稚園訪問の趣旨は、保育、施設、設備等を参観し、さらに職員との懇談を通して、幼稚園の直面する問題点を把握し、教育行政に反映し、町の教育行政の充実に役立てるものでございます。

日時は11月21日(水)教育委員会定例会後、13時15分から15時20分で、日程は資料のとおりでございます。保育参観後の懇談では、石塚委員長にごあいさつをお願いいたします。懇談の最後の挨拶は清田委員長職務代理者をお願いいたします。

なお、小磯幼稚園としての今年度の研究主題は「友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合い、一緒に物事をやり遂げようとする気持ちを持つようになるためには、どのような環境の構成や教師のかかわりが必要か」ですが、教育委員さんとの懇談の中で、保護者とのかかわりも考えながら、話題としていただけたらと考えております。以上でございます。

## 報告事項第3号 図書館まつりの開催について

図書館長) 報告事項第3号 図書館まつりの開催について報告いたします。

要領を作成いたしましたのでご覧頂きたいと思っております。実施計画に(案)と書いてありますが消して頂きたいと思っております。

図書館まつりの目的でございますが、図書館を多くの方に知ってもらい、親しんでもらうという意味から毎年実施しております。本年は10回目になります。実施日は11月11日(日)9時30分から15時までとなっております。主催は大磯図書館まつり実行委員会、会場につきましては図書館本館で行います。概要につきましては、古本市、紙袋魚つり、おはなし会、書庫見学、折り紙教室となっております。全てボランティアのご協力をお願いしております。内容につきましては以上でございます。

## その他

生涯学習課長) 既に、新聞報道でご存知かと思っておりますが、2008湘南国際マラソンの件で、ございます。

10月22日に、大磯プリンスホテルにおきまして、記者発表があり、開催内容等が正式に決まりました。開催日時につきましては、平成20年

3月16日日曜日、午前9時より行われ、コースにつきましては、台風による西湘バイパスの崩落、スタート・ゴールにおける参加者等の収容人員確保の必要性などにより、今年のコースと異なり、スタートを西湘バイパス大磯西インターから西湘バイパスの上り線を走り、国道134号線に入り、辻堂の海浜公園を折り返し、大磯プリンスホテルがゴールとなり、一般の部として、30kmのコースとなります。

主催は、湘南国際マラソン実行委員会、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町の行政も委員として選任されることになっております。

また、全体の業務運営については、株式会社ランナーズ・ウェルネスが携わることになっております。

なお、参加規模は、約1万人の参加を想定しておりますが、このマラソン大会で大磯町がスタート・ゴールに決まったことにより、地域の活性化、経済効果などが得られればと、思っております。

今後、開催するにあたり、地域との調整、交通規制、スタッフの受け入れなど、様々な課題等がございますので、行政の関わりも含め、実行委員会で協議、調整等を行っていくこととなります。以上でございます。

郷土資料館長) 続きまして、郷土資料館より企画展の開催につきまして、ご報告いたします。資料のカラー刷りをご覧ください。

松本順没後100年記念事業の特別展示を除き、今年度、第2回目の企画展として、「町中の自然ウォッチング」ということで、先週の21日、土曜日から来年の1月14日、月曜日まで開催いたします。

資料点数は、約200点で、我々の身近な場所に生息する野鳥、昆虫、植物などにスポットをあて、それぞれの生活史や近年新たに確認された事例などについて紹介しています。

第1部では、「王城山周辺の野鳥、昆虫」と題し、当町在住の「木村純子」氏が、2001年から2007年まで同地で野鳥、昆虫を撮影した写真を中心にまとめております。

また、第2部では、「実体 生物図鑑」と題し、第1部を補足する形で、館所蔵の実物資料を展示しております。

この展示を通じまして、大磯町の野鳥、昆虫、植物などの自然を再確認していただければと思っております。以上でございます。

教育次長) 次回の定例会の開催でございますが、平成19年度第8回については、11月21日、水曜日、時間は9時30分、場所は大磯町生涯学習館で行います。平成19年度の第9回につきましては、12月19日、水曜日9時30分、大磯町役場4階第1会議室で行います。

(閉会)